

第二十六條中、「第五条別表第一備考第五号口」を、「別表第一備考第五号口」に改める。  
 第二十七條中、「及び同条別表第一備考第二号の三」を、「免許法別表第一備考第二号の三」に改め、「教員養成機関」の下に、並びに免許法別表第二の二備考第二号に規定する栄養教諭の教員養成機関を加える。

第二十八條第一項中、「及び養護教諭」を、「養護教諭又は栄養教諭」に改め、同条第二項中、「又は養護学校」を、「若しくは養護学校又は栄養教諭」に改める。

第三十一条の二中、「第五条別表第一備考第二号の三」を、「別表第一備考第二号の三」に、同条別表第二を、「免許法別表第一」に改める。

第三十二条第一項中、「第五条別表第一」を、「別表第一」に、並びに同条別表第二を、「免許法別表第一」に改め、項の指定教員養成機関の下に、並びに免許法別表第二の二の栄養教諭の一種免許状及び二種免許状の授与の所要資格に関する指定教員養成機関を加え、同条第二項中、「第五条別表第一」を、「別表第一」に改め、同条第三項中、「第五条別表第二」を、「別表第二」に改める。

第三十四条中、「第六条別表第三備考第六号」を、「別表第三備考第六号」に改める。  
 第三十六條第二項中、「及び盲学校、聾学校又は養護学校の教諭」を、「盲学校、聾学校又は養護学校の教諭及び栄養教諭」に改める。

第三十七條第一項第一号中、「又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の教員養成機関」を、「盲学校、聾学校若しくは養護学校の教員養成機関又は栄養教諭の教員養成機関」に改める。

第三十九條第一項、第四十三條の二及び第四十四條中、「第六条別表第三備考第六号」を、「別表第三備考第六号」に改める。  
 第四十八條第一項中、「第六条別表第三備考第六号」を、「別表第三備考第六号」に改め、同項第五号中、「職名」を、「主要職歴」に改める。

第五十一条中、「第六条別表第三備考第六号」を、「別表第三備考第六号」に改める。  
 第六十四條第一項の表盲学校特殊教科教諭の項中、「第五条別表第一」を、「別表第一」に改め、同条第二項の表第四欄中、「講習」の下に、「大学の公開講座若しくは通信教育」を加え、同条第四項中、「講習」の下に、「大学の公開講座又は通信教育」を、「第五章」の下に、「第五章の二又は第六章」を加える。

第六十六條中、「基き」を、「基づき」に改め、同条第五号中、「並びに」を、「免許法」に改め、教育養成機関の下に、並びに免許法別表第二の二備考第二号に規定する栄養教諭の教員養成機関を加える。  
 第六十六條の四中、「第五条別表第一備考第二号の二」を、「別表第一備考第二号の二」に改める。  
 第六十六條の五中、「第五条別表第一備考第二号の三」を、「別表第一備考第二号の三」に改める。  
 第六十六條の六中、「第五条別表第一備考第四号」を、「別表第一備考第四号」に改める。  
 第六十六條の七中、「第五条別表第一備考第五号口」を、「別表第一備考第五号口」に改める。  
 第六十六條の八第一項中、「第五条別表第二備考第一号」を、「別表第二備考第一号」に改め、同条第二項中、「第五条別表第二備考第一号」を、「別表第二備考第一号」に、同条第一項を、「免許法第五條第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六十六條の九 免許法別表第二の二備考第一号の規定により学士の学位を有すること同年以上の資格を有すると認められる場合は、学校教育法第六十七條第二項の規定により大学院への入学を認められる場合又は栄養教諭の指定教員養成機関に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得し卒業した場合とする。

第六十七條中、「免許法第六條別表第三の」を、「免許法別表第三の」に、「第六條別表第二備考第一号」を、「別表第三備考第二号」に改める。  
 第六十七條の二中、「第六條別表第二備考第五号」を、「別表第三備考第五号」に、同条別表第四備考第三号を、「免許法別表第四備考第三号」に改める。

第六十八條中、「第六條別表第三備考第七号」を、「別表第三備考第七号」に、同条別表第三を、「免許法別表第三」に改める。  
 第六十八條の二中、「第六條別表第五備考第一号の二」を、「別表第五備考第一号の二」に改める。  
 第六十九條の二中、「第六條別表第五備考第三号」を、「別表第五備考第三号」に改める。  
 第六十九條の三中、「第六條別表第六備考第三号」を、「別表第六備考第三号」に改め、同条第二号中、「附則第五項」を、「附則第三項」に改め、同条第三号中、「附則第九項」を、「附則第七項」に改める。  
 第六十九條の四中、「第六條別表第六備考第四号」を、「別表第六備考第四号」に、「第六條別表第三」を、「別表第三」に改める。  
 第七十條中、「第六條別表第三」を、「別表第三」に改め、「別表第六」の下に、「別表第六の二」を加える。  
 第七十條の二中、「第六條別表第三備考第八号」を、「別表第三備考第八号」に改める。  
 第七十二條第二項に次の二号を加える。

- 五 養護教諭の専修免許状においては、教育哲学、教育史、教育制度、教育社会学、教育心理学、発達心理学、教育臨床、生徒指導、衛生学、公衆衛生学、健康相談、栄養学、解剖学、生理学、微生物学、免疫学、薬理概論、精神保健、看護学又は授与権者が適当と認められた分野
- 六 栄養教諭の専修免許状においては、教育哲学、教育史、教育制度、教育社会学、教育心理学、発達心理学、教育臨床、生徒指導、衛生学、公衆衛生学、生理学、生化学、食品学、食品衛生学、基礎栄養学、応用栄養学、臨床栄養学、栄養教育論、調理学、給食経営管理論又は授与権者が適当と認められた分野

附則第三十二項を附則第三十四項とし、附則第三十一項を附則第三十三項とする。  
 附則第三十項中、「第六條第二項別表第三」を、「別表第三」に改め、同項を附則第三十二項とする。  
 附則第二十九項中、「第六條第二項別表第三」を、「別表第三」に、「第九項」を、「附則第十項」に改め、同項を附則第三十一項とする。  
 附則第二十八項を附則第三十項とし、附則第二十五項から第二十七項までを二項ずつ繰り下げる。  
 附則第二十四項を附則第二十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

26 免許法附則第十八項の表第三欄に規定する実務証明責任者は、その者の勤務する学校（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の二に規定する共同調理場に勤務する者については、当該共同調理場の設置者が設置する学校とする。）の教員について免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする。  
 附則第二十三項中、「第六條別表第三」を、「別表第三」に改め、同項を附則第二十四項とする。  
 附則第二十二項を附則第二十三項とする。  
 附則第二十一項中、「並びに同法附則第五項及び」を、「免許法附則第五項及び第十八項の表の第三欄並びに」に改め、同項を附則第二十二項とする。

附則第二十項を附則第二十一項とし、附則第十二項から附則第十九項までを一項ずつ繰り下げる。  
 附則第十一項中、「第六項」を、「附則第七項」に改め、同項を附則第十二項とする。  
 附則第十項中、「第十二項」を、「改正法附則第十二項」に、「第六項又は第八項」を、「附則第七項又は第九項」に改め、同項を附則第十一項とする。  
 附則第九項を附則第十項とし、附則第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、附則第五項の次に次の一項を加える。

6 免許法附則第十八項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

栄養教諭	受けよつとする免許状の種類		最低修得単位数
	一種免許状	二種免許状	
一種免許状	二	二	八
二種免許状	二	二	六